

令和3年8月2日

市内小・中学校 保護者 各位

座間市教育委員会

緊急事態宣言に伴う市内小・中学校における教育活動について

日頃より本市の教育活動に御理解、御協力くださいまして、御礼申し上げます。

令和3年7月20日付けで、『神奈川版緊急事態宣言』の発出に伴う市内小・中学校の対応について」を発出し、各学校において、感染防止対策をより一層徹底しながら、教育活動を続けてきました。

この度、国より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7月30日付けで、本県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から8月31日までとすることが示されました。市教育委員会としましては、感染リスクの高い活動は行わず、より一層の緊張感を持ち、感染対策をとりながら、次のとおり教育活動を行っていきたいと考えていますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、今後、状況の変化に応じて、判断を見直します。

留意事項

- 新型コロナウイルス感染防止については、引き続き配慮をしていきます。御家庭でも、登校前の検温や健康チェック、マスクの着用等、御協力をお願いいたします。
- 登下校時や夏季休業期間中における感染防止のためのマナー等について、引き続き、児童、生徒に指導していきますので、感染リスクの高い行動は控えるよう指導に御協力ください。（県内において、グループ等でのカラオケ、食事、友人宅宿泊等による感染が報告されています。また、オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集まっての観戦は行わないよう指導に御協力ください。）
- 熱中症のリスクが高まる恐れがある場合は、マスクをはずす、できるだけ人との距離を保つ、近距離での会話を控えることを児童・生徒に指導していきますので、御家庭でもお子様への声掛けに御協力ください。
- 中学校の部活動について
 - ・緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じ、感染リスクの高い活動を避けて実施していきます。
 - ・市中体連主催の大会及び講習会等については、万全な感染防止対策ができる場合は実施し、延期が可能な場合は延期します。練習試合や合同練習は範囲を制限し実施します。（具体的な範囲は今後、県中体連や県央各地区の対応を参考に検討してまいります。）
- 引き続き、御心配な点がありましたら、学校に御相談ください。また、学校からはお便り、一斉メール、ホームページを使って、随時連絡をしていきます。

座間市教育委員会 教育指導課 046-252-8732
学校教育課 046-252-8749